

令和2年度 第3回美郷町教育委員会議事録

日 時 令和2年6月18日(木)
13時30分～15時00分
場 所 役場3F 入札室

<出席者> 阿川教育長、芦矢委員、大草委員、難波委員、兒島委員、漆谷教育課長、
吾郷課長補佐、岩谷課長補佐、滝野主任主事

<欠席者> なし

<議 題>

- 1、夏季休業の短縮について 【承認】
- 2、文化財保護審議会委員の委嘱について 【承認】
- 3、社会教育委員の委嘱について 【承認】
- 4、スポーツ推進委員の委嘱について 【承認】
- 5、学校関係者評価委員及び教育委員会外部評価委員の
委嘱について 【承認】
- 6、防災拠点事業に係る四日市遺跡試掘調査の結果について 【承認】
- 7、要保護・準要保護児童生徒の認定について
【コロナの影響があれば認定するがなければ不認定】

教育課長 それでは少し早いですが、第3回的美郷町教育委員会をはじめさせていただきます。最初に教育長からご挨拶をお願いします。

教育長 失礼します。新型コロナウイルス感染について、明日全国の移動ができるようになるようで、少しずつ活動が広がっております。公民館といったところでも、ドライブインシアターなどの計画も準備中だったりして、いろいろと活動が行われうれしく思っています。

今日の会議は「会議録署名委員」さんは大草委員さんと難波委員さんでよろしくおねがいします。「会期の決定」ですが、今日1日でよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

教育長 ありがとうございます。「会議録」はいかがでしょうか。はい、ありがとうございました。

今日の日程ですが、たくさんの議事がございます。私の報告もまだいろんな会議があまりありませんでしたが、それでもいくつか報告させていただいて、議事の方へと思っております。

諸報告をさせていただきますが、行事のところ、昨日「美郷町人権・同和教育推進協議会」の会長・副会長会がありまして、いよいよ本年度スタートしました。コロナの関係で、できるところできないところございますけど、準備を進めてまいります。

19日明日の予定で「文化財保護審議会委員会」ありますが、今日午前中のところで行われました。石見銀山街道の日本遺産申請をされておりましたが、通りませんでした。新聞発表で改めて明日わかると思いますが、非常に残念でございます。

大和・邑智の「各小・中学校関係者評価委員会」の日程も決まりました。7月17日には終業式を予定しておりましたが、後で話があると思いますが、7月31日に変更して、夏休みを短縮するということになります。8月11日から14日は管内で一斉に同じように「学校閉庁」となります。盆が明けた8月の18日に、町の「教育支援委員会」で数名が審議される予定です。

翌19日の「己斐交流」ですが、己斐地区の子供会のお世話をされている方から直接電話がございまして、今年度は中止ということでした。

最後の下の方に「来賓なし」と赤字が見えますが、体育祭や運動会をどうやっていくかということは正式に決まっていますが、半日開催で3密を防ぐ、極力ならないような工夫をしながらいこうということで、来賓も正式な招待はしないというような方向でいくようでございます。

県の教育施策説明会からいくつかお話ししようと思います。資料1の方は私の議会答弁を少し加工しておりますが、美郷町の教育振興についての私の思いを伝えておりませんでしたので、今日もまた読んでいただいとて思っております。

資料の2、3、4、5とついておりますが、採用試験のこと、本町では栄養士さんが県の栄養教諭を受けるということで頑張っておりますが、その他の所は講師がいません。大学生がどうなるのかなあと思っておりますが、昨年よりは人数が多そうです。養護教諭も少し増えてきたかなと思っておりますが、栄養教諭だけは非常に難関でございます。そして管理職試験が8月25日です。

資料4、懲戒処分という表が載っておりますけど、若い教員の不祥事が非常に昨年度は多くて、1年2年3年、このところの指導を強化したいとのことでございました。詳細はまたプリントでご覧になっていただきたいと思っております。資料5のところは少人数学級編制、今回はコロナで知事が考えを変えるかなと思ったら、変えないということです。美郷町は影響を受けないのですが、令和5年に中学校1年生が32人、資料5の次のところで、中1ですから35人なので、あと3～4人ぐらい入ってくれないかなというところなんです。ほとんど影響を受けない、むしろ複式学級の方がたくさんあるのかなあと言うところでございます。

資料6は教育振興でも述べました英語の強化ということに少し力を入れたいなと思って、その資料です。英語検定とかにチャレンジさせたいと思い、日曜日に西原華林さんが浄土寺でタブレットを使ったオンラインで10名程度、英会話をやっておりますけど、これを少し拡大していきたいなあと。美郷町のICT教育のもっと先へ、第3段階、子どもの自律的な学習を創出するICT教育というのをより進めていきたいなあと思っております。

資料7、これ別にあるのですが、また課長の方から話があると思いますが、「学びの保障」ということがしきりに言われていて、特に小6と中3は教科書を残さないでできるだけ重点を絞って、次の中1と高校生に進学させてほしいということが出ております。「学びの保障パッケージ」についてという通知です。かなりの量がありますけども、美郷町としては全く問題ないと思ってもらっていいと思っております。1学期をちょっと長め目にするというので、対応を充分していきます。

邑智中が「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善プロジェクト事業というのを令和1・2・3年と研究することになっているんですけども、なかなか対話的な学びの「対話」ができないというところで嘆いております。やるしかないねという話をしております。指定を受けて研究をしております。

私の方の諸報告は終わらせていただきます。続いて議事の方へ入らせていただいでよろしいでしょうか。それでは課長さん1番から。

教育課長 それではレジュメをめくっていただきましたところに「美郷町立小・中学校管理規則」という条例の一部分をコピーしたものがございます。

先ほどの教育長の諸報告の中でもお話が出てまいりました、終業式を7月31日に変更するというのですが、この管理規則の方を見ていただきますと、第3条に「夏季休業日」というのが規定してございます。「夏季休業日」も一応21日からというように規定されておりますが、その年どしであまり大きく変更しないところでの日付を学校の方で設定をしていただいておりますが、この度はかなりの日にちのずれが生じてまいります。この第3条の第4項に「校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ休業日変更承認申請書により教育委員会の承認を得て、第1項第4号から第6号までの休業日に授業日を設定することができる。」となっておりますので、この規定に基づきまして教育委員会で承認をいただいで、7月31日まで授業日を延長するという方法を取らせていただきたいと考えております。

今年度は予定をしておりました7月17日終業式というところを7月31日まで延ばさせていただきまして、授業日につきましては、8日間、休業日にあたる場所に授業日を設けさせていただきたいと考えております。1につきましては以上です。

教育長 いかがでございましょうか。承認を得るということでございますので。

芦矢委員 異議はございません。(大草委員、難波委員、兒島委員うなづく)

教育長 ありがとうございます。それでは承認されたということで。議事の2番目をお願いします。

教育課長 それでは、2番から5番までは一連の委員委嘱についてですので、併せてご説明させていただきたいと思ひます。

まず最初に「文化財保護審議会委員名簿」をご覧ください。今年度改選の年になっております。野村眞さん、藤原修治さん、倉橋勝二さん、三上利三さん、西原真公さん、これまでお勤めいただいた委員の皆さまに再任ということでご了解いただいでおります。

次に「社会教育委員」について次の資料をご覧ください。こちらは神内太良さん、新任で面白裕紀さん、西原真公さん、黒田朱音さん、兒島和恵さん、西嶋伸介さん、新任で三上亮治さん、大島恵美子さん、牛尾輝夫さん、上田修一さん、この皆さま方に内諾をいただいでおります。こちらは地域でできるだけエリアが固まらないようにと考えておりまして、9番の牛尾輝夫さんですが、「石原」となっておりますが、地域としては「沢谷」ですので、訂正をお願いします。

続きまして「スポーツ推進委員」、こちらは13連合自治会からお一方ずつ推薦をいただいで、更にお一方教育委員会から推薦ということで、14名にお願いをしております。教育委員会推薦の方は兒島委員さんをお願いをして、皆さん内諾をいただいでおります。

続きまして「学校関係者評価委員」でございます。学校関係者評価委員は1年の任期でございまして、邑智小・中学校の方は勝部美智子さん、樋ヶ昭義さ

ん、田中由美子さん、それから今年度PTA会長にそれぞれ選任されておられます、小学校PTA会長の柳楽咲和江さん、中学校PTA会長の高田洋さん、この方々に内諾をいただいております。

大和小・中学校につきましては西島光江さん、上田賢逸さん、野村祥子さん、それからそれぞれ新たなPTA会長さんで玉岡慎吾さん、藤田哲也さんこの方々に内諾を得ております。

併せてこの「学校関係者評価委員」の中から5名、重ねてお願いをして「教育委員会外部評価委員」をお願いしております。こちらの方は2年任期となっております。昨年からの勝部さん、上田さん、野村さんに加え、邑智小学校PTA会長の柳楽さん、大和中学校PTA会長の藤田さんに新たに加わっていただくという考え方でございます。各種委員さんの委嘱については以上です。

教育長 一つずつ、「文化財保護審議会委員」2年任期でございます。ご承認いただけますでしょうか。いずれも再任でございますが。

委員全員 (うなづく)

教育長 ありがとうございます。続きまして3号議案「社会教育委員」これが新任の方2名。2年任期。ご承認いただきますでしょうか。公民館運営審議会委員さん兼ねております。よろしゅうございますでしょうか。

芦矢委員 質問ではないですが、面白さんという方は新たにこちらに入られた方ですか。

教育課長 君谷で蜂蜜をつくっておられる方です。

芦矢委員 新聞とかに出ている方ですね。わかりました。

教育長 ご承諾いただけますでしょうか。

委員全員 はい。

教育長 ありがとうございます。承認です。4号議案「スポーツ推進委員」、13連合自治会からの推薦と町の教育委員会の推薦の兒島さんとで、ご承認いただきますでしょうか。

委員全員 はい。

教育長 ありがとうございます。最後に第5号議案「学校関係者評価委員」及び「教育委員会外部評価委員」。ご承認いただけますでしょうか。

委員全員 はい。

教育長 ありがとうございます。それでは第6号議案。

教育課長 6号議案につきましては、岩谷補佐が説明いたします。

岩谷補佐 私からの報告は、久保の四日市に遺跡がありまして、そちらの方で試掘調査

を行っております。理由は町の防災拠点事業の太陽光パネル設置事業がありまして、そちらの関係で当該地が、周知の遺跡、よく知られている明らかに何か埋まっている可能性が高い遺跡の場所として、その関係でまずは調査して状況を把握したうえで工事をするというように法律で決まっております、発掘を4月から行ってまいりました。

四日市試掘調査という概要報告書というのを作成をしておるところで、こちらをご覧いただきたいと思います。

防災公園の橋を渡って、元寮の建物の隣に田んぼがありますが、そこに設置する予定となっております。面積1万2千平方メートルということで、全体で53箇所のトレンチという穴を掘りまして、その状況を確認しております。

その結果、全体的に遺物の出土は少ないということで、工事をして問題はないということです。

もう一つの資料「発掘調査について」という協議文書を県に送りますが、これは町長部局から教育委員会に申請をするということになっており、教育委員会の方でその内容を審議して、その結果を県の教育委員会へ報告するということになっております。出土物は非常に少なく、工事着工は表現としては「やむをえない」という形で文書を作成をしております。よろしくお願ひします。

芦矢委員 要するに53箇所ですね、試掘調査をしてその結果、現段階では特に問題があるというか、成果があるとかということではないということで、担当者の方としてはソーラーパネルの設置については問題がないのではということなんでしょうか。

岩谷補佐 そうです。

芦矢委員 それで試掘調査した結果、これは本調査に入ったほうがいいよという指導を県の文化財課がやると思うのですが、文化財課の回答というのは。

岩谷補佐 これまでも資料は全て送っております、現地調査には来ないということでした。これは下話の段階ですけど、問題ないということの回答をもらっております。

芦矢委員 県の文化財課の方はOKと言っておられるんですね。

岩谷補佐 はいそうです。

難波委員 これは水田になるんですか。 その辺の所有者の方は。

岩谷補佐 既に町に買収されております。

教育長 今後はちょっと整地をしてコンクリートを置いてという感じですか。

岩谷補佐 やりかたとしてはこの協議文書の最後の紙を見ていただきたいと思いますが、軽く整地をしてコンクリートの大きな柱のようなものにパネルを設置してですね、これが基礎になるんですけど、埋めるのではなく置くという形で設置する計画になっております。表土を極力いじらないという工法でやるという計画になっております。

芦矢委員 文化財保護法の規定で、いわゆる永久工作物になると周知の遺跡はだめですからね。たぶんいつでも撤去できる、遺跡を壊さないようにしておいて設置をして、なにか大発見でもあった時はいつでも取り除けるという状況だったらOKを出すということですよ。

岩谷補佐 そういうことです。

芦矢委員 調査員の見識というか感覚が結構大事でね。もちろん大國さんをキャップに実際作業員さんの指導も徹底されていると思いますけど。私も昔試掘員を担当でやったことがあって、作業員が「なんか変だな」いうふうに思ったときは、ちょっと待てよと専門家に鑑定をしてもらおうと、そこそこのものではないかということがあるんですけど。ご存じのように志賀島の金印なんかもね。作業員さんに、出るかもしれない、出たときにはと、そういうセンスをぜひともお願いしたいと思います。

教育課長 この度の試掘は大國晴雄さんに全面的にやってもらいまして、作業員さんについても、こういった発掘に大変慣れた作業員さんを大田から連れてこられました。いつも一緒にやっておられる発掘に関してはスキルの高い方々、そういった方々に来ていただいたおかげで、予定通りにしっかり作業も進みました。

大國さんからは「思ったよりも出ないな」という話があり、まあこういう状況であれば、県に申請協議をあげてもほぼ間違いなく「美郷町教育委員会のお見込みのとおり」という回答がもらえるであろうということです。

それと、実は現地で「たたら跡」が出ておりまして、ただその「たたら跡」につきましても、今回の工事箇所から外れております。周知の遺跡でいろんな出土物がありますが、今回計画をしているエリアではないという所が、こちらとしても事業を進める上では幸いと考えております。あと必要に応じて、もし何かしらあればこちらもすぐ対応ができるようにしておきたいと思っております。

芦矢委員 一番心配なのはね、そんなに出てないからいいじゃないかといって、今度は重機を入れてしまうからね。置くときにね、ちょっと重機が入って削ったりするでしょ、あれは遺跡の破壊ですからね。昔は手作業で何カ月もかけてやっていたのですが、今頃は機械で削りますからね。住居跡とか、沖状遺跡のように墓の跡とか、ああいうところをうっかり逃すことがありはしないかなあと一つ心配します。文化財保護審議委員さんからも意見を聞いてもらえればいいかなと思っております。

教育長 それでは6号議案についてはよろしいでしょうか。

委員全員 (うなづく)

教育長 はい、ありがとうございます。

岩谷補佐 すみません、もう一点これは報告です。「日本遺産」のことで前回の教育委員会で続報があれば報告をということで、お話をさせていただきましたけれども、先週12日に回答が来まして、「認定一覧」というのをご覧いただきたいと思いますが、21件の認定があったということになりました。「銀山街道」は残念ながら「不認定」という結果になりました。島根県で認定があったのは益田市と大田市です。益田市は「中世日本の傑作 益田を味わう」ということで。以前

から何度も新聞で取り上げられております、中世の食を益田氏という豪族が記録に残している文化財の活用の取り組みをされています。

それから大田市の方が埋没林の関係になります。「石見の火山が伝える悠久の歴史」ということで埋没林を活用した計画で認定を受けております。マスコミの発表は明日新聞で出ると思います。まだこちらは皆様の中で納めておいていただければと思います。

教育長 はい、よろしいですか。ではありがとうございました。では議事の方は最後になりますでしょうか。「要保護・準要保護児童生徒の認定について」。

滝野主任主事 失礼します。申請のあった対象世帯について、調査及び審査した結果、別紙のとおりとなりましたので認定の可否について審議くださいますようお願いいたします。

申請者ですが、「準要保護」は35世帯、小学校34名・中学校27名です。「要保護」世帯ですが1世帯で小学校1名です。「基準年度」は令和2年度の基準で審査しております。所得については令和元年中の所得額で審査しております。児童扶養手当については8月に切替となることから、現状での基準は平成30年分所得及び世帯状況に基づいています。「認定理由」ですが別紙A3のとおりでして、認定基準に該当している方はそれぞれチェックが入っております。

「審議対象」ですが、No.19のAさん、No.21のBさんです。いずれも基準額を超過しております。保留ですが、No.27Cさん、No.36Dさんが保留となっております。

その他ですが、「新型コロナウイルス感染症の影響による申請」は1件でして、前年度所得で生活保護基準額1.3倍以内のため認定基準に該当しております。

就学援助制度における新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休業期間中の学校給食費を例外的に学校給食が実施されたこととみなして支給対象とします。

次に「審議対象」について説明します。平成30年10月に生活保護基準の見直しがあり、厚生労働省からは見直しによる影響ができるかぎり及ばないよう市町村は対応することを基本的考えとすると通知があります。基準額超過の世帯については、生活保護基準額の見直しを考慮し、平成30年度の基準額で再審査しています。

No.19Aさんについてです。所得判定では「2.01」です。申請理由は（個人情報につき省略）生活保護基準額の見直しを考慮し、平成30年度の基準額で所得審査したところ、所得判定は「2.04」です。

No.21Bさんについてです。所得判定では「1.52」です。申請理由は（個人情報につき省略）平成30年度の基準額で所得審査したところ、所得判定は「1.49」です。昨年度も申請があり、昨年度は「1.34」と所得超過しておりましたが、平成30年度の基準額で所得判定すると「1.29」であったため、生活保護基準額の見直しを考慮し、昨年度は認定されております。

次に「保留」についてです。No.27のCさんです。申請理由は（個人情報につき省略）未審査となっております。

No.36のDさんについてです。所得判定では「2.13」です。申請理由は（個人情報につき省略）平成30年度の基準額で所得審査したところ、所得判定は「2.13」です。母親のみの所得で所得審査を行ったところ、所得判定は「1.58」です。資料として「審議対象」と「保留」の世帯票を付けております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長 資料の方は説明は特にはないですか。

滝野主任主事 A3の紙で黄色いマーカーがしているところが「審議対象」の方と「保留」の世帯についてです。

教育課長 No.27Cさんにつきましては、証明書がもうすぐ届く予定ですので、それをもって審査をさせていただいて、認定できるレベルであればそのようにさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

(以下のやり取りは個人情報につき省略)

教育課長 コロナの影響を受けて給与が下がったとかいうようなことがもし仮にあればですけれども、そこも確認をしてみた方がいいかと思いますが。

児島委員 あんまり受けてはいないんじゃないかなと思いますが、ちょっとわかりませんね。

教育課長 そのこのところを確認して、あまり変わらないのであれば認定は難しいかなと。

教育長 ではちょっとそこらも聞いていただいて。認定は難しいというところでよろしいでしょうか。Aさん、Bさんは、数字があがっていますが、平成30年度の基準額で所得判定すると「1.29」ということは。

滝野主任主事 「1.29」は昨年度の数値です。

教育長 今年度は「1.52」ですか。

教育課長 平成30年度の基準で見ても今年は「1.49」なんです。去年より家計的には回復しているということです。

難波委員 この方の生活の内容も数字だけでは判断はしかねます。それこそコロナの影響があるのであれば。

(以下のやり取りは個人情報につき省略)

教育長 今年度の認定は難しいですね。

教育課長 一応これもコロナの影響がないか確認してみます。

教育長 では審議対象のAさんとBさんについてはいずれもコロナの影響を聞いて、いずれも認定が難しいということですね。保留の方については今日はよいのですか。

滝野主任主事 はい。

教育課長 保留ですが、Dさんに関してはちょっと。

教育長 Dさんについては少し調べてもらいますか。そうしますと、以上でよろしい

ですか。

教育課長 すみません、世帯票の方は回収させていただきます。

教育長 議事の方は7つ終わりました。その他報告事項3項目お願いします。

教育課長 それでは報告事項ですが、1番目の国民スポーツ大会カヌー競技会場誘致についてということで、こちらは資料がございませんので口頭で説明させていただきます。

2029年に予定されております国民スポーツ大会、島根が会場になるということで報道発表等もありまして、6月にはこの大会の準備室がスポーツ振興課の中に開設をされております。

ぜひ美郷町にカヌー競技の会場を誘致したいということは、昨年度から議会でも町長が表明をしております、浜原とそれから潮・曲利とそれぞれ連合自治会で横断幕等を掲げていただいております。コロナの関係でなかなか県庁への行き来が難しかったものですから、6月に入りましてようやく具体的な動きに入ろうかということで、まず今年度予算でカヌー競技場のコースとか周辺に関しての調査を予定しておりました。

今カヌー協会さんの方で大方のコースの構想というのを持っておられまして、その構想が実現可能かどうかということと町で調査をして、ある程度の確証をもって県の方にも要望に上がりたいと考えております。先日県の体育協会の方へ教育長と一緒に掛けまして、今月30日には県の教育長、環境生活部長へ挨拶に上がる予定です。その中で具体的に町長が県知事の方へ美郷町として要望書を提出をして、正式にお願いに上がる段取りをしていきたいと考えております。

県体協での話ですと、今年の鹿児島大会がなくなるのか1年順送りになるのか、どうなるのか、来年は三重がやりますとって三重も準備をしているので、今回鹿児島ができなかったから来年鹿児島かということ、そこはちょっとはっきりしない状況だそうです。そこらへんがどう組み替えられるかというのがはっきりしません。いずれにしても島根県はたぶん予定の1年後になるのかなと。2029年の予定ですけれども、2030年になるのかなと思います。どっちにしても、もう10年前ですので、前5年ぐらいからは実際に会場を使って全国規模の大会をやるということも必要なんでしょう。

準備室では、今年度に会場を一応決定されるという段になってきておりますので、秋までのところでこちらとしても具体的な動きをしていきたいと思いません。カヌー会場誘致については以上です。

難波委員 カヌー会場の調査をされるということですが、川はもちろん多分以前国体が開かれたので、ある程度準備はできると思うんですけど、向かい側の木を切られて、町道というか林道というか、雨でまた石がすごく落ちてくる、家にまで聞こえてくるぐらいの落石がありました。そのことが気にかかります。

教育課長 カヌー協会さんの考えとしてはもっと川下でやりたいということですので、使うエリアは今のくびき国体のところの会場からカヌーの里までの広いエリアになりそうです。ワイルドウォーターとスプリットとあるので、前は信喜の所と羽須美～大和境の2ヶ所になっていました。それを今回は美郷町のエリア内に全部入れ込んでしまう。それとダムでもって水量を調整するというのを

考えておられます。

現実的にそれをやろうと思ったときには、いろいろクリアするところがたくさんありますので、そこらへんを知事の所に要望に上がるまでに、ある程度美郷町の中ではこういった対応が可能ですということを示して、お願いをすることにしていきます。

教育長 カヌー競技というかカヌーというスポーツの特性とといいますか、放っておくと盛り上がらないスポーツかなと。町民挙げて応援しないと、とても協会だけに任せてもならないなあと。バスケットとかは放っておいても盛り上がるんですが。また「カヌーの町」と呼ばれるように、応援をよろしくお願いします。では、2番目の交付金について。

教育課長 交付金については吾郷補佐の方から説明します。

吾郷補佐 こちらの横長の資料をご覧ください。今回の新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業が交付対象としたもので、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう地方公共団体が作成する実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付するものです。

先月末に会計課が美郷町の実施計画を作成するにあたり、教育委員会としては別表の事業を立案いたしました。併せてこちらは今月開催された6月議会における補正予算として予算計上し、6月10日に可決いたしております。

1から6についてですが、町内小中学生の「1人1台端末」の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備など、昨年文部科学省が掲げた「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害やこの度の新型コロナウイルスなどの感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により全ての学びを補償できる環境を早期に実現するためのものです。

1から2は「1人1台端末」の早期実現、こちらは令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しされるもので、小学4年生から中学3年生までのタブレット更新を計画しております。こちらは教職員分も併せてです。

3と4は「家庭学習のための通信機器整備」として緊急時な臨時休校時に遠隔学習実施に低所得者世帯などwifi環境のない世帯貸与用のモバイルルーターの購入とモバイルルーター使用時の通信料負担を計画しております。

5と6は「学校からの遠隔学習機能の強化」として緊急時な臨時休校時に遠隔学習実施時学校側が使用するカメラ・マイクなどの通信装置を各校1セットずつ計画しております。

6は「学校ネットワーク環境の全校整備」として現状の設備を高速大容量の通信ネットワークが可能となるように町内4校のネットワーク環境を改修します。

7については、邑智小スクールバス運行の際に、密集を避けるため増便や増車対応及びスクールバス車内での消毒など感染症対策を行うためのものです。

8は町内小学校の体育館使用時に館内の感染症防止のために大型扇風機を各小学校に2台設備するものです。

9は放課後児童クラブの開設場所を分散化することで3密回避と感染防止を図るための支援員・補助員増員のための人件費です。

こちらを第1次の交付金と6月補正に計上しました。なお、先日の国の補正

予算においてこの「新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金」の追加分が可決され、この追加分については来月中ぐらいに美郷町内でも実施計画を作成予定となっております。以上この交付金についてお話ししました。

教育長 何かご質問はありますか。

芦矢委員 総事業費は3億、これは可決されたわけですね。

吾郷補佐 これはあくまで教育委員会分だけですので、他の担当課の分もあるんですけども、こちらは・・・

芦矢委員 追加の分は。

吾郷補佐 追加の分はですね、まだ国で可決したばかりですので、美郷町にいくら来るかはまだわからないそうです。これからです。

芦矢委員 まあこれより少ないよね。

吾郷補佐 ただ、ここの中で文科省のGIGAスクール関係の交付金はまだ交付決定が出ていないので、はずしているということで。町として予算は可決したんですけども、交付金としては次回の方で挙げてくださと言われていています。

芦矢委員 要するに端末の整備については、うちは前倒しで入れているわけだから、今回の更新の時に充てようとしているんですよ。

吾郷補佐 これは更新の時の経費です。

芦矢委員 それは町としては可決したんだけど、交付金としてはまだ認められていないということですか。

吾郷補佐 全国的に文科省としては交付決定してきていないわけですので、次の分に出してくださいと総務省が言っています。

兒島委員 ここに挙がっているのは、町としては決定しているけど国の方としてはまだ。

吾郷補佐 それを見込んで国はOKの予定をしています。

教育課長 事務的な手続きが後先になっているんですけども、総額としてはOKなんです。ただ具体的な事務としては、交付決定が下りてきていないので、確定的とまでは言えないのですが、もう大枠それで動いている状態です。

兒島委員 計画の実現は可能ということで。

教育課長 そうです。

兒島委員 わかりました。

教育課長 基本は「地方創生臨時交付金」で大方の物は町が手出しすることなくまかな

える。その中で「文科」と書いてあるところは「GIGAスクール」で、交付金が充てられるものです。

芦矢委員 スクールバスの増便とか増車のことは具体的に検討していますか。

吾郷補佐 分散登校が終りまして、5月の下旬から通常登校になりました。特に現状で3密になるかなと思われる沢谷便ですが、3密にならないように運行経路を若干変更したりしております。今までは先に沢谷の子と上川戸の子が乗って、2便目で浜原の子が乗っていましたが、それを1便目に沢谷の子だけ乗せて、2便目で浜原と上川戸の子を乗せるようにしました。

芦矢委員 現行の今の学校の体制でも3台はそうしなければいけないのですか。

吾郷補佐 はい、そうです。時間がかかりますので。

芦矢委員 もし2波が来て、分散登校とかになった場合はどうするのですか。

吾郷補佐 分散になった場合にはそもそも人数が少ないです。

芦矢委員 もし分散になれば、今日は例えば吾郷がないから他に回すことができる。

教育課長 分散登校の時には、出てきてない地域のバスをそこに充てていました。その程度の範囲内で何とかなっているということで、今あるもので、何とかやりくりができる。ただ回数を増やしたりとかということは出てきますので、その分の運行手数料は増えるということです。

難波委員 事業時期の所が4月5月6月入っているから、これは進められているということですか。

教育課長 そうです。終わっているものについても算入しています。

難波委員 わかりました。

教育長 ありがとうございます。では最後の子供たちの様子です。

教育課長 お配りした資料を読んでいただきましたでしょうか。

(個人情報につき省略)

教育長 大変すみません、入居者審査というのがありまして、ここで失礼します。以上で第3回教育委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。